

7月12日以降、横浜市、川崎市、相模原市、厚木市の4市をまん延防止等重点措置区域（「措置区域」）とし、県がマスク飲食実施店として認証した店舗（申請中を含む）を除いて酒類提供の終日停止をお願いしてきました。しかしながら、感染が急速に拡大している中、さらなる感染拡大を防止するため、「神奈川版緊急事態宣言」として措置区域を全市町に拡大し、措置区域内は酒類提供の終日停止をお願いすることとなりました。

これにより、7月22日以降、措置区域内（全市町）の飲食店等におかれましては、誠に申し訳ございませんが、「マスク飲食実施店」の認証を得ている場合や申請中の場合であっても、一律に酒類提供を終日停止していただきますようお願いいたします。

措置区域内における酒類提供

期間	7月21日まで	7月22日から 8月22日まで
区域	横浜市、川崎市、 相模原市、厚木市	全市町
「マスク飲食実施店」 の認証を得ている 飲食店等	酒類提供が可能です ※この他の条件は、「新型コロナ ウイルス感染症対策ポータル」 でご確認ください。	酒類提供の終日停止 をお願いいたします
「マスク飲食実施店」 の申請中の飲食店等	酒類提供が可能です ※7月20日までに申請した場合 に限り、申請日の翌日から7 月21日まで酒類の提供が可能 です。 ※この他の条件は、「新型コロナ ウイルス感染症対策ポータル」 でご確認ください。	酒類提供の終日停止 をお願いいたします ※「マスク飲食実施店認証申請 中確認書」の掲示は不要です
上記以外の飲食店等	酒類提供の終日停止 をお願いいたします	酒類提供の終日停止 をお願いいたします

【「マスク飲食実施店認証申請中確認書」について】

- 7月22日以降、酒類提供の終日停止をお願いすることとなったため、「マスク飲食実施店認証申請中確認書」の記載内容のうち、下記の※印については、大変お手数ですが、上から白紙などを貼っていただくか、掲示自体を見合わせていただきますようお願いいたします。

「※その期間内は、まん延防止等重点措置区域内においても、酒類の提供を可とします。」

その他区域（清川村）における酒類提供

酒類提供が可能です

※酒類提供にあたっての条件は、「新型コロナウイルス感染症対策ポータル」でご確認ください。

これから申請を検討されている飲食店等の皆様

- 「マスク飲食実施店」の申請は、7月22日以降も受け付けます。（今後新たなインセンティブを設けることを検討していきます）
- 申請の方法は、県ホームページ『「マスク飲食実施店」認証制度のご案内』をご覧ください。

神奈川 マスク飲食 認証 検索



お問い合わせ先

【電話】新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル

0570-056774

※「音声案内が流れたら」②「マスク飲食実施店認証制度に関すること」を選択してください ※ 9:00～17:00